

第5回 地域間連系線の利用ルール等に関する検討会 議事録

1. 概要

日時：平成28年11月28日（金） 10:00～12:00

場所：電力広域的運営推進機関 豊洲事務所 会議室A・会議室B・会議室C

出席者：

大山 力 座長（横浜国立大学大学院 工学研究院 教授）
秋元 圭吾 委員（公益財団法人地球環境産業技術研究機構 システム研究グループリーダー・主席研究員）
市村 拓斗 委員（森・濱田松本法律事務所 弁護士）
大久保 昌利 委員（関西電力株式会社 電力流通事業本部 副事業本部長）
岡本 浩 委員（東京電力ホールディングス株式会社 常務執行役 経営技術戦略研究所長）
沖 隆 委員（株式会社F-Power 副社長）
菅野 等 委員（電源開発株式会社 執行役員 経営企画部長）
鍋田 和宏 委員（中部電力株式会社 執行役員 グループ経営戦略本部 部長）
松村 敏弘 委員（東京大学 社会科学研究所 教授）
牛窪 恭彦 委員（株式会社みずほ銀行 産業調査部長）
山影 雅良 オブザーバー（資源エネルギー庁電力・ガス事業部電力基盤整備課長）
曳野 潔 オブザーバー（資源エネルギー庁電力・ガス事業部電力基盤整備課電力需給・流通政策室長）
石川 浩 オブザーバー（電力・ガス取引監視等委員会事務局総括企画調整官）
北村 豪史 オブザーバー代理（日本風力開発株式会社 企画本部 本部長）
中田 賢司 オブザーバー代理（JXエネルギー株式会社 電気事業グループマネージャー）
真野 秀太 オブザーバー（SBIエナジー株式会社 制度渉外グループマネージャー）

欠席者：

小川 要 オブザーバー（資源エネルギー庁電力・ガス事業部政策課電力市場整備室長）
恒藤 晃 オブザーバー（電力・ガス取引監視等委員会事務局ネットワーク事業監視課長）

議題：

- （1）間接オークション導入に伴う詳細設計について
- （2）施行時期の在り方について
- （3）経過措置の在り方について

資料：

- (資料 1) 議事次第
- (資料 2) 間接オークション導入に伴う詳細設計について①
- (資料 3) 施行時期の在り方について
- (資料 4) 経過措置の在り方について
- (参考資料) ベースロード電源市場と連系線利用ルールの見直しの関係性について

2. 議事

- 事務局 電力広域的運営推進機関 石坂企画部長より、出席者の紹介及び議事次第の説明が行われた。

(1) 間接オークション導入に伴う詳細設計について

- 議題 (1) 間接オークション導入に伴う詳細設計について、事務局 下村事務局長補佐より、資料 2 に沿って説明が行われた。

- 大久保委員
- p20 の論点 5：連系線潮流管理及び作業停止計画調整の在り方 では、過去の連系線利用実績を踏まえた連系線潮流の予測を基に一般送配電事業者が作業停止計画を作成する案をご提案いただいている。連系線の作業停止計画は広域機関が最終的に決定されると考えている。その過程において一般送配電事業者が立案した計画をベースとして、関係事業者の間で停止時期の調整を行うものであれば、我々が初期計画を立案する段階で、広域機関が把握されている情報、例えば連系線を利用する蓋然性のある相対契約等を共有いただくことで効率的に業務を進められるのではないかと考えている。この点は、論点 2：需給バランス評価におけるエリア需給管理 にもつながるものと考えている。これらも含め、本日の広域機関・事務局のご提案事項について、技術的に対応可能かを、業務実態に照らし合わせつつ、協議させていただきたい。

- 佐藤事務局長
- 鍋田委員からも何度かご指摘いただいた論点なので、何かご意見があれば頂きたい。

- 鍋田委員
- 連系線潮流の大小は、電源の運転・停止に左右される。特に、地内から出ていく場合は、連系線の潮流だけでなく、地内の潮流も影響を受け、電源の運転・停止によって作業停止計画も変わって

くる。詳細な契約内容が必要という訳ではないが、例えば、電源の作業停止時期などの情報を共有していただき、より良い作業停止計画の調整方法について、実務方で検討していけば良いと思う。

○ 大山座長

- その点に関しては、実際に適切に運用することができるよう、今後検討していく必要がある。

○ 沖委員

- p.18 では、電源制限をする電源は入っているか入っていないかに関わらず、抜けていけば結局同じになるという整理になっており、考え方として良いと思う。また、間接オークションも成行約定にすることで、システム運用の負担も軽くなる。
- 問題なのは、電源制限の対象となる電源について、以前から電源制限の犠牲を払いながら連系線拡張をしてきた既存電気事業者から、新規事業者を入れるのはおかしいという意見が出るとすると、成行約定可能な電源として連系線容量を新規に利用したい新規事業者にとっては、不公平感がある。実際には、連系線の中でさらに拡張するかという技術的な問題もあるが、本当に成行約定で良いのか疑問がある。

○ 佐藤事務局長

- ご案内のように、成行約定はゼロ円入札のことなので、本当に優先になるかどうか議論がある。もし1円でも成行より高く買うという事ならば、明らかに優先である。ただしゼロ円で入札するのはあまりに儀式的、煩雑である事から、成行約定としているということもある。
- 諸外国では特段に優先として扱っているわけではなく、同じように扱っている事例もあるようである。引き続き検討対象とさせていただく。システムへの負担を軽減したうえで、なるべく早い段階で間接オークションに移行させていただきたいと考え、このような記載とした。

○ 牛窪委員

- 第2回検討会で、東北東京間の連系線に関しては、予見可能性の観点から特定負担分の取扱について早急に議論を整理したいという話があったが、今回の事務局資料の p.25 では、特定負担者への権利付与は、かなり先の将来の事業のため、議論は一旦先送りという整理になっている。これは、東北一東京間の特定負担者として、現時点でそれほど急ぐ必要はないという理解で良いか。権利付与自体は確かに将来の話であるが、投資判断は目先に生じる可能性がある。

○ 佐藤事務局長

- 本日の資料で整理していないだけであり、投資判断としてどのような事項が確保されれば投資してくださるのかは、今まさに検討している。投資される方のご意見を十分にお聞きしてから決めたい。投資される方も、こうすれば絶対に投資をすると決定しておられるわけではないようである。引き続き議

論させていただくという意味で、このような書き方をさせていただいた。市村委員からご指摘いただいたように、単に先送りするわけではない。関係事業者と議論をさせていただいており、議論が終了した時点で事務局の考えを提示させていただきたい。

○ 岡本委員

- 多くの論点があるが、手短かに意見させていただく。
- 論点 2：間接オークション導入時の供給計画・需給バランス評価の在り方は、論点 5 の停止計画とも関わる部分がある。広域機関であれば、いつ供給力が確実に使え、そのための送電線が利用できるのかなどの情報を全て収集できるはずである。情報を広域機関に共有し、判断できるようにしていただきたい。おそらく、容量メカニズムの設計とも深く関わると考えており、整合を取りながら検討を進めていただきたい。
- 論点 4：混雑処理の在り方について、及び論点 4-1：運転状況により連系線運用容量が変化する電源の取扱いについて、私自身が現行制度を十分に理解しきれていないこともあり、質問したい。スポット約定以前は間接オークションという事で理解した。それ以降のトラブルは通常発生しているわけではないが、ある程度の頻度で発生することもあると捉えている。p.17 を見ると、ランダムに紐づけられた電源に対し、送配電事業者が電源制限をお願いすることになるのか。論点 4-1 では、逆に、速やかに必要な場合は電源制御装置を付けたものに必ず行くと書いてある。スポット以前は電源の経済性を優先して全国的な需給マッチングをし、そのために必要な連系線のリソース配分を行うと理解している。kWh では少ないのかもしれないが、広域機関には、ゲートクローズ後も、全体の安定供給の観点から経済性の高い方策でそれを確保することをご検討いただきたい。そうはいえども、システム上対応できないという事があるのかもしれない。p.17 に書いてあるように、人為的・ランダムな紐付けの結果として G1 は連系線を跨いでいるが、G2 は連系線を跨いでいないといった場合でも、物理的には G1 と G2 の合計潮流がエリア A で消化しきれていないため、エリア B に流れているという事である。この事例では単一の電源であるが、実際には多数の電源がランダムに紐付けられる。送配電事業者が多数の電源の制御を行うのは、あまりにも複雑すぎると思う。経済性や、系統運用者から見て一定時間内に制御可能か、検討する必要がある。

○ 下村事務局長補佐

- 最後のご質問に関して、基本的にはご指摘の通りである。ランダム紐付けした電源について、プロラタで抑制を行うのが現行のルールである。ここでの提案は、引き続き、このルールとさせていただきたいということである。より経済性の高い方法としては、価格がより高い電源から抑制するという方法がある。さらに言えば、再給電の形で限界費用の高いものから抑制するという考え方もある。この点に関しては、議論の余地がある。

○ 岡本委員

- プロラタで多数の電源に指令を出すよりは、あらかじめ高いことが分かっている電源に制御指令を出

せば、経済性も高くより簡便である。系統運用者の立場では、プロラタで指令が出されると、短時間での処理が困難になるのではないか。その点について、実務上処理可能かという観点、及び経済性最大化の観点から、今後の検討を進めていただきたい。

○ 曳野オブザーバー

- p7 論点 2 : 間接オークション導入時の供給計画・需給バランス評価の在り方について、まとめている通り、全国における需要及び供給力が変化するわけではない。供給計画上の位置づけについては、技術的検討を踏まえて国としても検討して参りたい。
- 北海道における風力導入実証試験については、先週の系統ワーキンググループでの議論を踏まえ、年明けに北本連系線の空き枠の再募集を開始し、年度内に実施を含めて検討するスケジュールとしている。本件については、調整力及び需給バランス評価等に関する委員会でも検討していただくとありがたい。

○ 松村委員

- 先ほど問題になっていた紐付けについて、当面はこの考え方で整理することには異議はない。しかし、そもそもおおよそ愚かな紐付けという発想、そもそも根本的に考えれば、取引所を介する際に紐付けでやるなどという愚かな発想は、一日も早く捨てるべき。そのような発想をいつまでも引きずらず、岡本委員が指摘したような効率的な方法を考えていただきたい。
- 事務局長がおっしゃったことに近いが、電源制限は特権ではなくむしろ負担ではないか。私は逆にこんなものをやらされたくないと言い出されたら困ると心配している。もし、特権と考え、やりたい人が今後出てくるなら、それをやりたい人から調達する道は開かれるようにすべきだが、そのような事業者が現れるのかは疑問。

○ 市村委員

- p.7 論点 2 の供給計画に関して、差金決済契約をどのように位置付けるのか、私なりの考えをコメントさせていただきたい。差金決済契約は基本的には経済的取引であるため、受給契約と全く同等に扱うことは、制度上、難しいのではないか。一方、小売事業者は確実に電力供給を受けたいという考えで差金決済を結ぶ。すると、相当程度、確実に落札するために札を入れる実態も出てくると考えられ、その場合は、既存受給契約と同等の位置づけを与えるという考え方もありうる。

○ 下村事務局長補佐

- ぜひ検討させていただければと考えている。既存受給契約は連系線利用範囲内でしか結べなかったのに対し、差金決済契約に関してはその制約がないという事をまず考慮しなければならない。

議題（２）施行時期の在り方について

- 議題（２）施行時期の在り方について、事務局 下村事務局長補佐より、資料３に沿って説明が行われた。

- 岡本委員
 - 事務局に示していただいた、スピードを重視しつつシステムを円滑にしていくステップについては、賛成である。
 - JEPX 國松企画業務部長への質問になるが、100万kW分の連系線潮流が域外に出ていくとき、例えばAエリアの中でスポットに参加している発電の中から100万kW分をランダムに選び出すということが難しいのではないか。まずメリットオーダーでカーブを描き、マッチングするのだと思うが、電源を選び出して、小売りと紐付けると、規模の拡大に対して指数関数的に処理量が増えるのではないか。連系線はひとつの呼び水だが、基本的にはスポット取引が1.3倍に拡大したり活性化したりする。連系線取引を全てスポットに出した場合、先ほどの紐付けを含め今のやり方でスケーラブルなのか。その処理に時間がかかるのではないか。広域機関側はJEPXから合算したPOを受け取ればいいと思うが、JEPX側で複雑さが生じるのではないか。

- JEPX 國松企画業務部長
 - JEPXのシステムについては、2011年夏に取引量増加のシミュレーションを実施した。日本全国のシェアの50%が取引所に入ってきて、またたとえそれが細切れの場合でも、ハードウェアの処理速度も含め問題なく動作することを確認している。
 - ランダム紐付けメカニズムについても確認済み。紐付けの必要性については今後議論していく。それがなくなれば間違いなく軽くなる。現行の紐付けをしても処理は耐えられることを確認済みである。

- 大山座長
 - 特段異論はなかったように思う。システム開発の進捗状況にもよるが、最速で2018年という事である。最終的には国の審議会で総合的に判断される。

議題（３）経過措置の在り方について

- 議題（３）経過措置の在り方について、事務局 下村事務局長補佐より、資料３に沿って説明が行われた。

- 佐藤事務局長
 - p.22 システムについて2018年3月までに準備可能というのは、本年度中に詳細ルールも含め基

本的仕様を完全に確定することが大前提になっている。各契約ごと、発電所ごとに決めてしまうと、その前にガイドラインを決める時間が必要となり、本年度中に全詳細ルールを決めることは無理、つまり2017年3月までに準備を整えることが無理になるため、平成38年3月までとした。

○ 菅野委員

- 再来年4月から間接オークション導入可能な状況を整備することについて、システムについては今回記載していただいた通りであるが、既存の相対契約については、契約当事者が望めば差金決済契約に乗り換えるということになる。乗換に当たっては民民協議になるが、かなり詳細な協議となる。簡潔に言っても、入札行動についての双方の合意が必要である。また、仮に現在2部料金制の相対契約であるとすると、2部料金制が維持できるか否かも課題ではあるが、1部料金制に変更すると絶対水準の問題を民民で協議しなければならず相当の時間がかかる。再来年4月の段階で間接オークションを導入可能にするためには、早めに契約変更交渉に入る必要がある。ここに示されている考え方、国の方でも視野に入れられている、既存契約の見直しについても年度内を目途に考え方を示してほしい。これに従って発電事業者と小売事業者が相互に責任を持って協議すべき。恐縮ではあるが、経過措置が小売事業者側に付与された場合、小売事業者が発電事業者と早期に誠意を持って協議をしていただくという原則論が無ければ、短期間の移行は困難である。なるべく早めに考え方を示してほしい。その際、他の制度との兼ね合いも出てくる。しっかりと横串を通したうえで、早めに契約の考え方を示していただきたい。その後は、各当該事業者がそれぞれの立場でやっていくと思う。そのあたりのスピード感について、よろしく願いたい。

○ 松村委員

- 経過措置10年というのはとても残念。長すぎて、到底賛成できない。前回までこの案が出ていて一部の新規参入者を除いて反対したのが自分一人だけなので、これ以上反対しても通らないだろう。発電所が存続する限り認めるとか、そういう無体なことを言う人達がいた中での10年という案なので、大変不本意ではあるが、事務局も一生懸命説得した結果の提案と受け止める。極めて遺憾だが、やむを得ないと判断している。
- 2点、懸念点がある。
- 1点目、菅野委員からの懸念であるが、それを契機に契約を切られてしまうことがあり得る。この場合、従来のやり方だと出し直しということになるため、経過措置を賦与されなくなるという発想はとても危険。差し替えできないという旧来の発想は、4月からなくなっているはずだが、例えば現行の発電所との契約を切ると経過措置も切られるとしたら、契約を切らない強力なインセンティブとなる。大昔に一般電気事業者が困り込んだ電源に関して、何とか開放してくれと一生懸命に言っているにもかかわらず、開放したらしたら経過措置がなくなるというディスインセンティブを与えるのは不合理である。この点については慎重に考えてほしい。
- そもそも経過措置の権利が小売に行くのかという点についても検討の余地がある。一般論として、経産省が、相対契約に基づく様々な価値に関して、それらがどのように帰属すると考えるのが自然かは

整理することになっていると思う。経過措置の権利が小売りに帰属するのか、発電側に帰属するのか。これまで小売側が登録していたので、小売側に帰属するという考え方は確かに自然ではある。発電機と紐付いていたときの発想を引きずって経過措置を与えるということなのであれば、極端なことを言えば、小売りと発電で半々という選択も、すべて発電側に与えるという選択もある。この整理を国に任せるのか、もしかするとまた広域機関に戻ってきてしまうかもしれないが、検討の余地がある。今決める必要はない。

- 次に、秋元委員が前回、容量メカニズムと経過措置の結び付けについて異議があるとおっしゃっていたが、自分も違和感がある。容量メカニズムは連系線を跨ぐ・跨がないに関係なく、全てに対して適用される制度である。これが整備された際には、与えた経過措置期間を短くするという理屈は変ではないか。経過措置期間が10年で決定したならば、容量メカニズムがどうあろうと10年は与えるのが自然な考え方。関連していないという発言もあったが、この点については、自分は明確に否定する。明らかに関連している。今回の経過措置は、予想されていなかった制度変更で被る損失は補填してくれという話である。容量メカニズムは少なくとも電源を建てた時点では予想されなかった制度である。損失は補填してほしいが突然の制度変更で得する部分は全部自分が取る、などという厚かましいことは言わないと思う。中立的なはずの有識者だって、10年を支持した人が、そんなことを主張するとは思えないので、明らかに関連はしている。いずれにせよ、容量メカニズムが整備されたら期間を短くすると考える必要はない。
- 最後にスケジュールについてコメントしたい。先ほどスケジュールが示された時には何も言わなかったが、スケジュールに間に合わせるために制度内容を決めるのは勘弁してほしい。より良い制度は別にあるが、間に合わせるためにあえて区別しないとの整理ではなく、区別しないで10年とするのが正しいやり方と考えたうえで提案していただきたい。間に合わせることを最優先とするなら、経過措置を一切与えない、というのが正しいやり方だと思う。

○ 佐藤事務局長

- 説明の仕方が悪く、申し訳ない。早急に間接オークションを導入したいのは、そもそもこれを始めた期間が公平・公正性に観点に問題があるということで、かつシステムの現状を考えても、少しでも早く公平性・公正性を立て直したいということから言ったこと。申し訳なかった。

○ 石坂企画部長

- 小売事業者と発電事業者が半々という選択肢が示されたが、懸念材料を挙げると、現状でも連系線利用計画は出し手から受け手という出し方をするので、出し手が誰かを特定することは可能ではある。しかし、出し手が発電事業者とは限らないケースが少なからずある。つまり、エリアAからエリアBに送る際に、小売事業者がエリアAで買って自分から自分に連系線占有計画を設定しているケースが少なからずある。実は、連系線利用計画を見ただけでは受け手が誰か、誰がどの発電所のために設定しているのかが分からないケースが少なからずある。これも含め、実務上からも検討する必要がある。

- 松村委員
 - 実務上難しい点があるため、結果的にそうなることがあるというのは、一般論としてはよく分かった。しかし、私が先ほど申し上げたのは、相対契約の見直しに伴う価値配分についてであり、そもそも指摘のような問題は起きないはずである。

- 大山座長
 - 今後参入してくる事業者への公平性は懸念している。10年という経過措置の期間については、松村委員のおっしゃる通り、仕方ないという気がしている。

- 岡本委員
 - 様々な意見がある中で事務局として整理されたことだと思っている。電源にはそれぞれ特性があり、ピーク電源で短期に投資を回収しようとする固定費の軽いものから、長期間固定的に運転しなければならぬものもあるにもかかわらず、一律とする結論には私としては違和感があるが、今回は様々な意見がある中でのまとめだと理解している。
 - 間接オークションに早く移行することが重要であるということについて、異論がある人はいないと受け止めている。経済性が劣る電源が未だ稼働しているのであれば、より新規の電源に差し替わっていく新陳代謝が市場において起きやすくなる。連系線をまたぐ部分について、経済性が高くない電源が利用することがないように配慮される必要がある。そうでない場合には経済性のある電源、安い電源がはじかれることになるという課題がある。経過措置期間を一定年にする場合、その間に経済性が劣後してきた電源が合理的な理由がないにもかかわらず、限界費用を下回って入札して運転しつづけ、経過措置を受けながら連系線を占有していることがないように、見ていただく必要がある。それ自体は限界費用を下回って入札されているかを見るだけなので、それほど大変なことではないとは思っており、経済的に、市場メカニズムで連系線が使われることを担保してほしい。
 - また、容量メカニズムとの関係について、松村委員と同じコメントであるということをつけ加えさせていただく。

- 曳野オブザーバー
 - 松村委員からの指摘の2点目は重要。発電事業者との契約を変更した場合に経過措置が切れしてしまうと、他の制度、例えばベースロード電源市場において、契約の変更を行おうとすると不公平な結果になりかねない。他の制度との整合性を検討する必要がある。
 - 杓子定規的にルールを適用するのではなく、全体の中でどうルールを決めていくか、国として方針を示していく中で、広域機関としっかり連携しながら進めて参りたい。

- 佐藤事務局長
 - 石川オブザーバーにお聞きしたいが、限界費用を下回ったところをどう見るのか。

- 石川オブザーバー
 - 個別の事案に基づいて判断しなければならないため、一般的には申し上げにくい。

- 秋元委員
 - 容量メカニズムとの関係について。前回の意見を踏まえて修正いただいた結論部分については何ら異論がない。よくまとめていただいた。ただしその前の部分について、p15,16 は違和感がないが、p17 の 7 番だけは、電源投資の予見性を、変わるような感じで書かれているのがこじつけの感がある。松村先生がおっしゃったように、目的が異なる中でやるので、結果として関係が無いかというところではないと思う。あまり配慮すぎると本来あるべき目的を達成しようというメカニズムが失われる可能性があるので注意していただきたい。

- 市村委員
 - 3 点指摘させていただきたい。
 - 1 点目は、経過措置の在り方についてである。法的立場からすると、10 年の経過措置には違和感がない。今年の 4 月から既に、新規の受付は停止しており、既存事業者の容量登録の残存期間は既に減少している。このことからすると、既存事業者が有する権利は制度上、そこまでしか保護されない権利だったともいえる。逆に言えば、10 年以上という理屈はあまりない。基本的に今年の 4 月から 10 年間ということに異存はない。
 - 2 点目だが、「事業者間の望ましい行為、望ましくない行為」を規定することは非常に重要だと思っている。広域機関の立場から、問題となる行為とは書けないために望ましくない行為と書かれているのだと思う。しかしながら、本来的には、電事法の業務改善命令の対象となり得る行為とはどういうものであるかという内容も含まれてくるはずであり、具体的な入札行動をどうするか、ゼロ円に入れる場合を問題とするか否か、等細かいところまで踏み込んで行くこともあり得る。ガイドラインの位置付けの問題だと思うが、国と広域機関の間で調整してもらいたい。
 - 3 点目はスライド 11 ページ目に関してである。松村委員と曳野オブザーバーとのやり取りに関して、杓子定規に捉えるか否かという問題は確かにある。2 番目の理屈について、例えば発電契約者が小売事業者になった場合は、理屈をうまく維持できるのかが気になる。発電契約者との紐付けが引き続き存在し、発電契約者が小売事業者となっている契約の場合、ここでいう発電事業者の協力がなくても、切り替えようと思えば、経過措置を維持しながら契約を切り替えることも可能になるのではないか。

- 下村事務局長補佐
 - 1 点目、2 点目については了解した。
 - 3 点目、発電契約者が小売事業者となる場合、連系線利用計画上は、小売事業者が自分から

買っているというのはこういう位置付けになる。この時、この小売事業者は、色々な発電事業者と契約しているかもしれないが、エリア外、地外の相対契約の位置づけとなると考えられるので、この連系線利用計画所には登場しない人になってしまう。従って、この経過措置の在り方ではなく、ガイドラインで考え方の整理を行っていききたい。

- 市村委員
- クリアになった。確かに地内の問題で、もともと契約が切られるリスクが当然あるということ。よく分かった。

- 沖委員
- 経過措置について、権利譲渡はないという理解で良いか。

- 下村事務局長補佐
- その通り。

- 沖委員
- 経過措置 10 年については松村先生同様、自分も賛成した覚えはないので、今もこれが良いと思っているわけではないことを申し上げておきたい。発電事業者が投資予見性確保のために 10 年の経過措置を求める事は理解できるが、我々のような小売事業者であると同時に発電事業者でもあり、投資回収を予見して十分担保し、ある程度のリスクを取りながら電源開発をしているような事業者がかなり多いことは事実。全てが守られることを当たり前のように考えていること自体に違和感がある。10 年は当たり前であるという考え方を捨てていただきたい。我々のように小売事業者であり発電事業者である場合は、みな同じ考え方であり、違和感を持っているはず。そういう意味では再エネ事業者とは違うが、我々のように、火力発電所をつくる事業者としてはこの制度はまさに妥協の姿だと考えている。その点をご理解いただきたい。

- 鍋田委員
- システム開発について、事務局長からは、今年度内に詳細ルールを決める必要があるという話があった。どういうものを作っていくのか、ぜひ情報を共有していただければ、我々も早めにスタートでき、良いものができると思う。また、貫徹小委員会でも色々な制度が議論されているので、そちらと整合をとりながら間接オークション導入に伴う詳細設計を検討していただきたい。

- 大山座長
- 基本的な方向性について異論はないと理解した。大筋は合意とらえている。

- 曳野オブザーバーより、ベースロード電源市場と連系線利用ルールの見直しの関係性について、参考資料に沿って説明が行われた。

全体を通した意見

- SB エナジー 真野オブザーバー
 - 制度全体としては 2018 年からの導入ということで望ましい方向と思うが、一方で長期固定電源の優遇や経過措置 10 年など個別の点では、今回の制度改正によって、既存連系線の有効活用がどの程度進むのか正直見えない。前回発表させていただいた通り、弊社のような再エネ事業者にとっては、連系線活用は再エネ拡大に重要である。今回の改正の結果が、どの程度再エネの拡大に寄与するのか、今後、定量的な評価を行うと共に、長期固定電源の認定契約等に関する情報公開を進めていただきたい。
- 大山座長
 - 以上で本日の議事はすべて終了した。

以上